

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 子ども・子育て会議に関すること。

第13条屋外広告物適正化推進室の款第1号中「屋外広告物法等」を「屋外広告物等」に改める。

第14条土木管理部の款調整管理課の項第10号中「助成」の右に「及び私道における安全確保施設の整備」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)